

その他

★子育て支援サービス★

●一時保育（一時預かり）事業

保護者の仕事の都合や急な冠婚葬祭などにより、一時的にお子様の保育ができない場合や、保護者の傷病、入院等により緊急に保育が必要な場合に利用できます。

施設名	太井保育園
住所	行田市棚田町1-58-10
電話番号	048-556-5340
保育時間等	月曜日～金曜日（8:00～17:00）
利用料金	自己負担有り

施設名	和光保育園
住所	行田市佐間3-20-3
電話番号	048-556-2503
保育時間等	月曜日～金曜日（9:00～16:00）
利用料金	自己負担有り

施設名	あゆみ保育園
住所	行田市棚田町1-50-1
電話番号	048-553-5277
保育時間等	月曜日～金曜日（7:30～20:00）
利用料金	自己負担有り

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設ですが、保育を行うための職員配置基準、保育室の構造設備等の指導監査基準は満たしています。

利用できる家庭の制限はありません。利用料は、施設と利用者の契約によって決まります。

お子様が施設等利用給付認定を受ける場合、または一定の条件を満たす場合は保育料の補助を受けられる場合がありますので、子ども未来課までお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
保育所はっぴータイム	行田市壱里山町28-7	048-594-7776

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュとは、保育サービスに関する相談員です。保護者の相談を受けながら、それぞれのご家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供や、入所手続きの相談などを行います。

子ども未来課に1名配置しており、子ども未来課窓口または電話でご相談をお受けします。窓口でご相談の際は、事前に子ども未来課までご連絡ください。

《相談時間》

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

《相談例》

- ・ 保育園と幼稚園の違いは何？
- ・ どんな保育園や保育サービスがあるの？
- ・ まだ仕事をしていないけど、保育園を申し込めるの？
- ・ 育児休業中だけど、いつから保育園を申し込めるの？

●病児・病後児保育事業

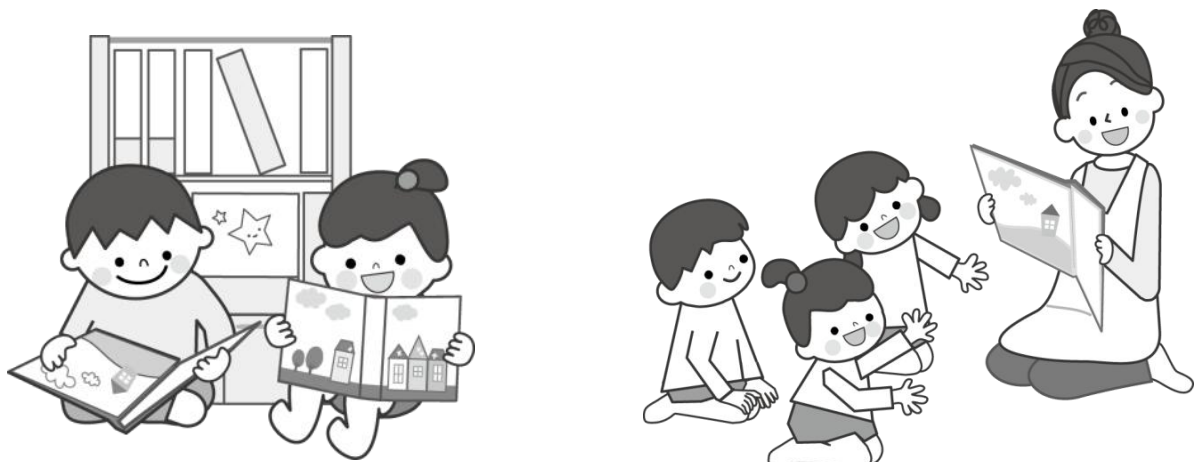
小学校6年生までのお子様で、病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に、医療機関に付設された専用スペースで一時的にお預かりします。

実施施設等の詳細は子ども未来課までお問い合わせください。

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてくれる方と育児の援助をうけたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援します。無償化の対象になるのは、『児童の預かり』に関するのみです。

利用方法等の詳細は社会福祉協議会（048-550-7620）または子ども未来課までお問い合わせください。



★施設等利用給付認定★（０～２歳児の非課税世帯・３～５歳児の方）

０～２歳児の非課税世帯及び３～５歳児については、保育を必要とする事由に該当する場合、子どものための施設等（一時預かり保育、病児保育やファミリー・サポート・センター（預かりのみ））の利用料が無償になります。無償化の適用を受けるためには、事前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。なお、認定を受けない場合でも有料で施設を利用できます。

●支給認定の種類

- ・施設等利用給付第２号認定（新２号）：子どものための施設等を利用している満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもの
- ・施設等利用給付第３号認定（新３号）：子どものための施設等を利用している満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの

※認定区分の確認については、２６・２７ページをご覧ください。

●保育を必要とする事由

新２、３号認定を受けるために必要な保育を必要とする事由は次のとおりです。

- ・就労（月６４時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前６週間、出産後８週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、３ヵ月以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

★無償化の範囲★（０～２歳児の非課税世帯・３～５歳児の方）

新２号認定：月額 37,000 円を上限に無償

新３号認定：月額 42,000 円を上限に無償

※償還払いになりますので、利用時に利用料を支払っていただいた後、所定の手続きをしていただくことで、無償化対象額が保護者へ支払われます。

※無償化の対象となるのは市の確認を受けている施設になります。２３ページの施設以外の場合は、市の確認を受けているかを所在地の市町村にお問い合わせください。

※保育施設（２・３号）や預かり保育の実施基準を満たす教育施設（１号、新１～３号）に入所している方は、子育て支援サービスの無償化の対象になりません。